

大阪市監査委員告示第22号

大阪市監査委員監査基準の一部を改正する基準を制定する。

令和 6 年12月26日

大 阪 市 監 査 委 員	森	伊	吹
同	森	恵	一
同	岡	田	妥 知
同	福	田	武 洋

大阪市監査委員監査基準の一部を改正する基準

大阪市監査委員監査基準（令和 3 年監査委員告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（監査計画） 第 7 条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画（<u>取組方針、中期計画</u>、年間計画及び実施計画）	（監査計画） 第 7 条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画（<u>中期計画、実施方針</u>、年間計画及び実施計画）

を策定するものとする。<u>年間計画及び実施計画</u>には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。 [2 略] (合議) 第16条 <u>法令に定めがあるもののほか、第7条に定める取組方針、中期計画及び年間計画の策定及び修正</u>については、監査委員の合議によるものとする。 [削る] [削る] [削る] [削る] [削る] [削る] [削る]	を策定するものとする。<u>監査計画</u>には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。 [2 同左] (合議) 第16条 <u>監査等のうち、次に掲げる事項</u>については、監査委員の合議によるものとする。 <u>(1)</u> 監査の結果に関する報告(財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。)の決定 <u>(2)</u> 監査の結果に関する報告に添える意見の決定 <u>(3)</u> 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定 <u>(4)</u> 決算審査に係る意見の決定 <u>(5)</u> 基金運用審査に係る意見の決定 <u>(6)</u> 健全化判断比率等審査に係る意見の決定 <u>(7)</u> 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定
---	---

[削る] (委任) 第19条 <u>〔①〕 監査等の実施に関して、</u> <u>第16条に定める合議事項以外の決定</u> <u>手続は、代表監査委員に委任する。</u> <u>〔2〕</u> この基準に定めるもののほか、 監査委員が行うこととされている監 査、検査、審査その他の行為の実施 に当たり必要な事項は<u>細則</u>で定め る。	<u>2</u> 監査委員は、監査の結果に関する 報告の決定について、各監査委員の 意見が一致しないことにより、前項 の合議により決定することができな い事項がある場合には、その旨及び 当該事項についての各監査委員の意 見を議会、市長及び関係のある委員 会又は委員に提出するとともに公表 するものとする。 (委任) 第19条 [新設] <u>〔①〕</u> この基準に定めるもののほか、 監査委員が行うこととされている監 査、検査、審査その他の行為の実施 に当たり必要な事項は<u>別に</u>定める。
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体 に付した傍線は注記である。	

附 則

本基準は、令和6年12月26日から施行する。ただし、改正後の第7条の規定は、本
基準の施行日以後に策定する監査計画から適用し、同日前に策定した監査計画につい
ては、なお従前の例による。

(行政委員会事務局監査部監査課)